

学校いじめ防止基本方針

宝塚市立宝梅中学校

はじめに

本校は、人間尊重の精神を教育の基盤にし、「新しい時代を『生きぬく』心豊かな人間を育てる～無限なる可能性への挑戦～」を学校教育目標として、「自ら学ぶ意欲と態度を身につけた、創造性豊かな生徒」「一人ひとりを大切にする、誠実で思いやりがあり、ともに支え合い磨き合う生徒」「心身ともに健康で、強い意志と実践力のある生徒」の育成に向けた教育活動に取り組んでいる。また、保護者や地域と連携を図り、学校と家庭、地域がそれぞれの役割を踏まえながら、子どもたちの健全な成長を目指している。

平成25年にいじめ防止対策推進法が制定され、その第13条に学校のいじめ防止基本方針の策定が義務付けられた。そこで、本校は、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）についての対策を総合的かつ効果的に推進するため、本基本方針を策定する。

1 基本的な考え方

- ① いじめは全ての生徒に起こり得るものであることを認識し、本校の最重要課題の一つとして位置づけ、決して一人の教職員が抱え込むことなく、学校全体で取り組む。
- ② 生徒にも、「いじめは絶対に許されない」という考えを、あらゆる教育活動を通して、全ての児童生徒に理解させなければならない。その際、児童生徒も巻き込んだ活動とする。
- ③ 保護者、地域の人たちの力を借りながら、学校を取り巻くコミュニティ全体でいじめ問題に取り組む体制を構築する。

2 いじめの定義

本方針において「いじめ」とは、以下のようにとらえる。

「本校に在籍する生徒に対して、一定の人的関係のある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」

具体的には、次のような態様が考えられる。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれや集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる

3 いじめ防止等のための組織の設置

学校は、いじめ防止等に関する事項を実効的に行うため、常設の組織として「いじめ防止委員会」を設置する。

(1) 構成員

いじめ防止委員会の構成員は、校長、教頭、生徒指導担当教員、各学年生徒指導担当教員・スクールカウンセラー、養護教諭、コーディネーター（月に1回）、その他学校の実情に応じて決定する。また、個々のいじめ事案の対処等にあたっては、関係の深い教職員を追加するなどの柔軟な組織とする。さらに必要に応じてスクールソーシャルワーカー、心理や福祉の専門家、弁護士、医師など外部専門家の参加により、より実効的ないじめ問題の解決に資する体制とする。

資料1

(2) 役割

いじめ防止委員会は、次の役割を担う。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核
- 学校基本方針の内容検討
- 校内研修の企画及び運営
- 保護者や地域との連携、情報の提供
- 法第28条に規定する重大事態の調査を学校が行う場合の組織（ただし、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えて対応）

4 いじめ防止等の対応に係る年間計画の策定

いじめ防止等のための取組、早期発見、校内研修等についての内容を、年間を通した計画を策定する。計画策定や内容の実施にあたっては、P(計画)D(実施)C(検証)A(改

善)サイクルの中で、よりよいものに見直していく。

資料2

5 教職員研修

いじめ防止等のための教育活動を学校全体で実効性のあるものにしていくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、教職員同士が気軽に何でも相談できる協働性豊かな職場の雰囲気が重要である。そのために、校内研修を有効に活用して、教職員が率直に意見を交換しながら、教職員個々のいじめ防止等に関する意識を高めなければならない。

内容としては、生徒一人一人が自己存在感や自己有用感を持ち、互いを思いやり尊重する心を育む指導や学級経営のあり方、またカウンセリングマインドなど生徒理解による生徒指導のあり方など、多様なものを取り上げる。また、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する学校の取組方針や計画、個別の事例研究等による教職員の共通理解を図ることができるようにする。

さらに、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医師、弁護士などの専門家を活用する。

研修は次のことに留意して行う。

- 少なくとも年に1回以上行う
- 年間計画に位置付けて行う
- 形骸化することなく、実態に応じた内容で行う

6 児童生徒の主体的な活動

学校全体でいじめ防止に取り組む観点から、生徒自らが主体となった活動（生徒会活動、学級活動等）の中で、いじめ防止に対する取組を行うよう指導する。その際、次のような内容が考えられる。

- どのようにすれば、いじめが起こらない学級・学校づくりができるのか
- いじめが起こったとき、自分たちの力で解決するにはどのようにしたらよいのか
- その他、いじめをなくすためにはどのような考え方や方法、仕組みが必要なのか

7 家庭や地域との連携

生徒を取り巻く多くの大人が、生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体、学校に関係する人たちとの連携を進め、学校と家庭、地域とが組織的に協働する体制を構築する。

また、学校に設置しているいじめ防止委員会を主体として、例えば、保護者や地域の人たちが参画する「宝塚市立宝梅中学校いじめ対応会議」を組織し、いじめ防止等について情報交換や意見交換を行う。その際、保護者や地域の協力を得るためには、

日ごろから開かれた学校づくりに努める。

8 いじめの防止

(1) 人権教育の実施

いじめは相手の人権を侵害する行為であり、絶対に許されるものではない。このことを生徒一人一人がしっかりと理解し、互いの人権を尊重する心を育まなければならない。本校では、全ての教育活動の中に常に人権尊重の視点を持ち取り組んでいるが、人権週間における重点的な取組、人権参観を通した生徒の学びと保護者への啓発など、あらゆる機会の中で人権教育を進めていく。

(2) 道徳教育の実施

いじめをしない、させない、許さない、見逃さない態度を育成するにあたっては、生徒が生命を大切に作る心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識を持たせることが必要となる。「心のノート」「兵庫県道徳教育副読本」などの教材を活用しながら、充実した道徳教育を計画的に進めていく。

(3) 体験活動の実施

体験的な活動は生徒の豊かな人間性や価値観の形成、自尊感情の獲得、仲間意識や自己肯定感を醸成する。1年生の転地学習、2年生のトライやるウィーク、3年生での修学旅行をはじめとして、その他多様な体験活動を計画的に進めていく。

(4) 部活動における指導

部活動は異年齢の生徒が集まることで上下関係が生まれたり、また同級生の中でも序列がつけられたりし易い環境にあることを十分認識し、単に技術の向上や勝利至上主義によることなく、生徒の協調性や連帯感を育み、互いに認め合い思いやる心を育てることを踏まえなければならない。この際、顧問と他の教職員、部活動の外部指導者、保護者との連携のもと、部活動に取り組んでいく。

9 いじめの早期発見

(1) 定期的なアンケート調査等の実施

毎年、年間計画に従い、いじめに関するアンケート調査を実施し、いじめの実態把握を行う。また、アンケートだけではなく、担任等による面談、臨床心理士によるカウンセリングなども適宜行う。さらに、「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用し、いじめの早期発見に努める。

資料3

資料4

(2) 教職員と生徒との良好な人間関係の構築と相談機能の充実

いじめが疑われる事案があったとき、いじめを受けている生徒やその保護者、またいじめを見た生徒などから、安心して相談できる教職員であるよう、日ごろから生徒との良好な関係を構築する。

また、生徒や保護者、地域等からのいじめに関する相談を受けるところとして、担任等の教職員、校内の「いじめ防止委員会」等が担っているが、この相談体制が適切に機能しているかなどについて定期的に点検するとともに、学校だより、保護者懇談会、PTAの会議、地域の会議などを通じて広く周知する。

10 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめと疑われる行為を発見した時は、その場ですぐに止める。生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。いじめの発見・通報を受けた場合は特定教職員で抱え込まず、「いじめ防止委員会」に情報を提供し、組織的な対応を行う。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

(2) いじめを受けた児童生徒や保護者への支援

いじめを受けた生徒から事実関係の聴取を行う。また、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えるとともに、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。また、いじめを受けた生徒にとって信頼できる友人や大人などと連携し、生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめを受けた生徒が一刻も早く、安心して学校生活を送ることができるよう、全力で取り組む。

こういった取組に当たっては、生徒の個人情報に取扱い等、プライバシーには十分留意する。

(3) いじめた児童生徒への指導、その保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。聴取した事実関係は、速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、保護者と連携した対応を行う。その際、家庭における生徒への指導等について必要な助言を保護者に行う。

場合によっては、いじめた生徒に対する別室での指導、学校教育法第11条の規定に基づいた懲戒を行うこともあり得る。その際は、市教育委員会と十分に協議の上で行う。

(4) 周囲の生徒への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えること、いじめを止めることはできなくても、誰かに伝える勇気を持つことを指導する。

はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

いじめは学級全体の問題であることを児童生徒に理解させながら、被害生徒と加害生徒、周りの生徒との関係を修復し、好ましい集団活動ができるよう、集団の一員としての在り方について考えさせる。

1 1 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめの防止

インターネット等によるいじめは、被害が広範囲で長期に及ぶ可能性がある。そのため、日ごろからの情報モラルに関する教育に取り組む。警察等の関係機関の協力を得た「サイバー犯罪防止教室」の開催や、生活指導の中で取り上げるなど、正しい知識と利用についての教育を進める。また、保護者に対しても、携帯電話等の生徒の利用は保護者の責任の下で行うことの理解を深め、保護者の責務について周知を図る。

(2) ネットいじめの早期発見

インターネット等によるいじめは、閉ざされた人間関係で大人が見えにくい中で行われることが多く、なかなか発見しにくい。そのため、教職員は生徒の些細な人間関係や生活、心情の変化をとらえるため、常にアンテナを高くするよう心掛ける。

(3) ネットいじめへの対処

インターネット等での不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、削除の措置を講じる。名誉棄損やプライバシー侵害があった場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、教育委員会や警察、法務局などと連携し、必要な措置を講じる。

1 2 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

本方針において、「重大事態」とは、次のようにとらえる。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

○年間30日以上いじめにより欠席した場合

年間30日以上欠席でなくても、生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合でも、教育委員会や学校の判断により重大事態ととらえる。

また、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態としてとらえる。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した時は、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会が学校で調査をするよう判断した時は、「宝塚市いじめ防止等基本方針（案）」に沿った対応を行う。

資料5

1.3 その他の事項

(1) 参考とするもの

いじめ防止等の対応については、県教育委員会発行の「いじめ対応マニュアル」や市教育委員会発行の「教職員のためのいじめ問題対応マニュアル」を参考にする。

<参考資料>

- 資料1 校内組織体制・対応
- 資料2 年間指導計画
- 資料3 こころとからだのアンケート
- 資料4 いじめ早期発見のためのチェックリスト
- 資料5 宝塚市いじめ防止等基本方針 第5章（案）抜粋